



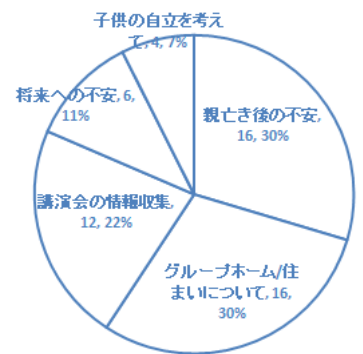
■ 烏山東風の会 第14回講演会アンケートより ■

今回も沢山の方々にアンケートに回答いただきました。厚く御礼申し上げます。皆様から頂いたご意見をご紹介します。

1. 講演会へ出席の動機

- ・親亡き後への不安、その後の具体的な住居へのアクセスをどうしていったらよいか、という疑問を持たれた方が多くいらっしゃいました。子供の将来を考えた自立、親が高齢による親亡き後のことが心配で参加するという理由を挙げた方もおります。その他最新の情報を得るために欠かさず出席されている方もいらっしゃいました。

- 東風の会より__今回のテーマは、親亡き後という重いテーマですが、講師が述べていたようにテーマ事態があまりにも漠然としているため、住居に的を絞って具体的に理解していくという視点でお話いただきました。



2. 講演を聞いての感想

- ・住まいの政策に特化した講演会であり現状を知ることが出来大変良かった。
- ・具体例が多く分かり易く勉強になった。
- ・何をどこに相談したら良いか教えていただきよく判った。丁度グループホームを検討しているところだった。
- ・特に多かったのは知らないことばかりで大変勉強になったとの回答が多くありました。

- 東風の会より__今回の講師は、永らく行政サイドにいてその後支援機関に勤務された方です。特に相談支援専門員を初めて知ったという方も多く、皆さんの参考になったのではないのでしょうか。成人発達障害のお子さんを持つ親は、社会の支援になじみがない方が多いため、具体例を話していただく重要性を認識しています。今後ともそのような方を講師に招請したいと考えています。

3. 今後の講演会の要望

- ・就労支援について
- ・相談支援団体/生活サポート情報
- ・具体例として当事者の話を聞きたい。
- ・障害年金の取得に向けての話
- ・相続特に兄弟/姉妹の関係
- ・住まいについてより深めて欲しい
- ・症状の改善についてまたコミュニケーションのとり方
- ・発達障害を取り巻く新しい情報なんでも 等々

- 東風の会より__皆様の要望に沿うよう最新の情報を適正な講師に依頼してゆきたいと考えています。また、講演会で得られる情報以外に、会では女子会、相談会、しゃべり場等を

開催し様々な情報を提供してゆきたいと考えています。会員の皆様もこのような場を活用して頂ければ幸いです。

4. ご苦労なさっていること(親・本人)1つでもいいですからご記入ください。

1つでもと記載をお願いしたのですが、本来悩んでいることは、図表に記載された全てであろうと思います。一番の悩みは、家庭内でのコミュニケーションをどうとっていったらいいかということに尽きるのでしょうか。

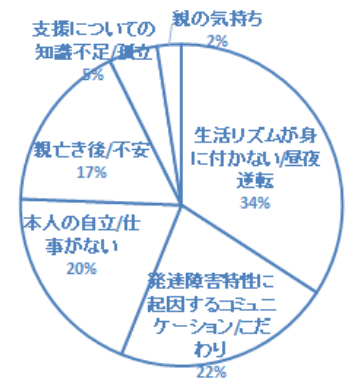
■東風の会より__悩みは孤立しないことで和らぐことがあります。東風の会もその役割を果たせるよう活動をしていきたいと思えます。

5. 烏山病院以外にサポートをしてもらっている組織・NPO等は？

- ・烏山病院のみ 21名 外部支援施設利用 23名 記入無し 17名
- ・支援施設例；社会福祉協議会/アイキャリア/調布心の健康センター
シュルイ就労移行センター/訪問看護リハビリテーション「ラフ」/社会福祉協議会
リタリユ立川/訪看あやめ/ネストジャパン等

■東風の会より__今回の講演で相談の重要性を理解された方が多くいらっしゃいました。なお、相談先を選定した際に自分にあうあわないがありますので、それらを念頭に置きながら有効的に活用願えればと思えます。

■次回講演会は、発達障害の先駆者でいらっしゃる前昭和大附属烏山病院長で現晴和病院理事長の加藤進昌先生を予定しております。10月5日(土)烏山区民会館で行います。詳細は後程会報で連絡します。(T.S)



■ 親なき後に備えて知っておきたいお金に関するコラム

■ その3「家族信託」 ■

今回は、親なき後、当事者の子の財産管理に焦点を当てた家族信託という仕組みについて解説していきます。

1. どういう状況、場面で使えるか？

家族信託とは読んで字の如く、「家族を信じて財産を託し、託された家族が託された目的内容にそって財産の管理処分を行う仕組み」です。親なき後の状況に当てはめると、発達特性を持つ当事者の親が、「自分が死んだ後、本人は金融資産の適切な管理が出来ないだろうから、本人の兄弟に財産管理を任せて、その財産から本人に定期的に資金交付してくれ」等と考えた時に使える仕組みです。つまりこの財産管理機能は前回解説した後見制度に似ていますね。ザックリではありますが、任せる相手が後見人ではなく家族になる仕組みと捉えてみてください。信じて託す家族は●親等以内限定という縛りはなく、営業目的を持たない人であれば誰でも構いません。従兄弟や甥姪でもOKです。なお銀行や信託会社等の「業として」信託業を営む人が提供する「〇〇信託サービス」とは全く別物です。

2. 登場人物と契約組成の留意点

①登場人物

家族信託は信託契約の一種です。契約の主な登場人物は以下の3者です。

注) ()は親なき後問題の場合の例

委託者:財産を預ける人(当事者の親)

受託者:財産を預かり管理する人(当事者の兄弟姉妹)

受益者:預けた財産から経済的利益を受ける人(当事者)



家族会通信 No.128 (令和6年5月) 烏山東風の会(からすやまこちのかい)発行
また、契約に必ず盛り込む必要がある要素として以下の2つがあります。

信託財産:預ける財産、対象物

信託目的:何のために信託を設定するのか、信託設定の趣旨・大義名分

②契約組成の留意点

家族信託に基づく財産管理の仕組みは、対象財産を信託契約で定めた状態に変更してからスタートします。

具体的には不動産であれば信託登記、金融資産であれば信託口座への資金移動を行う必要があります。登記を管轄する法務局、口座管理主体の金融機関に信託契約書類を持ち込み、登記や資金移動を依頼するに当たり、信託契約書面は公正証書で作成しておく必要があります。

3.後見との違い

では後見制度と何が違うかを見ていきます。まず、対象業務の範囲が異なります。後見は前回解説したように、財産管理と身上保護の二つの機能を有しています。一方、家族信託は財産管理に特化した仕組みですから身上保護機能はありません。また利用に当たり後見制度のように本人の判断能力低下という要件は問われません。財産管理の開始と終了の時期は契約で自由に決めることができます。最大の違いは、家庭裁判所の監督や関与がない点です。財産管理をしてもらう親族に対する報酬も、契約で自由に設定できます。無償という決め事もできます。

4.遺言との違い

遺言は、基本的に〇〇を誰々に渡す、という指定しかできません。要は財産の行き先を指定するだけの書類です。例えば当事者の子の生活を支えるために2000万円準備した場合、遺言ではその子あるいは兄弟に〇〇万円渡すという指定しかできません。本当は毎月10万円ずつ、約200回(約16~17年)渡してやってほしいのだが、、、、という思いは指定できません。家族信託を使うと、財産管理者を兄弟にし、自分(親)が死んだら、当事者の子に毎月10万円渡してやって、という条文を設けることができます。さらに、不幸にして、当事者の本人が財産を貰い切る前に亡くなった場合、残余財産は面倒を見てくれた兄弟に渡す、という条文を契約に盛り込むこともできます。原則として、本人が亡くなった時の財産の行き先指定は、本人が遺言を書かないと実現できませんが、家族信託を使うと、本人の遺言の代わりみたいな使い方もできる訳です。

5.費用と税務

①費用

信託契約の作成は、信託に関する資格を持った司法書士の先生や団体に依頼する場合があります。よってスタート時のインシヤルコストは後見制度よりも高額になる可能性が高いです。が、後見はランニングコストである後見報酬ないし後見監督報酬がかなりの額になる一方、信託では契約で自由に報酬を設定できますから、トータルで見ると信託の方が割高とはいきれないように思います。

②税務

家族信託における税務は、「受益者つまり当事者の子がその権利(受益権)を取得した時に課税する」という原則が適用されます。要は、親が死亡し、兄弟に財産を託し当事者の子に対する定期資金交付が始まったら、その信託設定財産が相続税の課税対象となります。家族信託を利用すると何某か相続税を軽減できるといった効果は一切ありません。

6. 他制度との併用も選択肢に

家族信託で取扱える財産には、実務上一定の制約があります。年金受給権や生命保険金請求権は信託できませんし、動産も財産の特定が難しいと言われています。要は信託で全てカバーすることは不可能であることを前提に、信託と後見、信託と遺言の併用という解決策も検討すべきかもしれません。いずれにせよ、家族信託は、家族親族間の信頼関係に立脚した仕組みですから、安易に仕組みに飛びつくのではなく、まず家族が一堂に会し、家族会議を何度も開いて、関係者全員が納得した上で、契約作成に取り掛かる事が一番大切ではないかと思います。



家族会通信 No.128 (令和6年5月) 烏山東風の会(からすやまこちのかい)発行
後見や遺言に加えて、第三の道として家族信託という仕組みがあることを認識し、ご自身の家族の状況に照らしつつ、必要に応じ選択肢の一つとして情報収集してみてもは如何でしょうか。
(K.A)

「烏山東風の会」今後のスケジュール ■

- 家族相談会 6月19日(水) 7月17日(水) 午後1時30分～午後4時
烏山病院発達障害医療研究所 2F デイルーム (発達障害外来の奥)
専門家ではありませんが、同じ親の立場として家族会世話人がお話を伺います。
- 烏山東風の会女子会 7月27日(土) 午後1時30分～午後4時
烏山病院 リハビリテーションセンター
- 世話人会 6月22日(土) 午後1時30分～
- しゃべり場 6月22日(土) 午後2時～4時

◇ 相談会/女子会/世話人会の申し込み・お問合せ先

: 「烏山東風の会」携帯 080-3009-1200 kochinokai@au.com



■ 会費振込のお願い ■

この会報誌は「烏山東風の会」に入会している方にお配りしています。4月より新しい年度になりましたので、新年度の会費につきまして1年分6000円、または半年分3000円を、以下のいずれかの銀行口座にお振り込みいただくようお願い申し上げます。

- ① 三菱UFJ銀行 永福町支店 (普) 0106550 「烏山東風の会 会計 黒田邦夫」
- ② ゆうちょ銀行 記号・番号: 10000-29576521 「烏山東風の会」

お問い合わせ: 黒田邦夫 090-4173-7604

デイケア通信

2024年度のデイケアプログラムが開始されて早一か月、皆様におかれましては増々ご盛栄のことと思います。さて、デイケア内ではスタッフから提案されたイベントをするだけでなく、自分たちでプログラムを企画、実行することもままあります。

その一例としてデイケア向上委員会による「井の頭公園 春の散策イベント」がさる4月30日(火)、開催されました。当日の天気は生憎の曇り空でしたが、自分たちで用意したゲームや昼食のみならず、公園内の井の頭自然文化圏——当日は動物園コースと水生動物園コースの二手に分かれて散策しました——の生き物やオブジェを観察して大いに楽しみました。筆者個人の感想としては、時にはちょこまか動いたり、時には見づらい場所から動かなかったりする動物たちよりも、見やすい場所から動かないオブジェのほうが集中して見られてよかったと思います。

今後もこのようなイベントを多々企画していきらしいので、筆者としても昭和大学烏山病院のデイケアプログラムが企画する各種イベントには増々取り組んでいきたいと思っております。引き続きご家族の方たちにはご厚情を賜りたく、お願いします。

(デイケア東風の会・環境委員会担当 K.O より)

